

自治医科大学卒業医師キャリア形成プログラムについて

1 自治医科大学卒業医師

へき地医師の確保を目的として、各都道府県が共同で設立した自治医科大学を卒業し、医師となった者は、卒業後9年間、県内のへき地等に勤務することで、貸与された在学中の入学料、授業料、その他大学に納付する経費の返還が免除される。

2 義務年限中の勤務計画

| 年次 | 1 | 2 | 3 | 4 | 5 | 6 | 7 | 8 | 9 |
|--------|-----------------------|---|----------------|---|--------------------------|---|----------------|---|---|
| 区分 | 臨床研修 | | へき地勤務 | | 専門研修 | | へき地勤務 | | |
| 勤務・研修先 | 県内の臨床研修病院及び自治医科大学附属病院 | | へき地市町村立等病院・診療所 | | 県内の国公立・公的病院等及び自治医科大学附属病院 | | へき地市町村立等病院・診療所 | | |

3 愛知県の状況（平成30年度）

・へき地等勤務 8人

【内訳】 知多厚生病院 1人
 新城市民病院 5人
 佐久島診療所 1人
 新城保健所（へき地医療支援機構）1人

・臨床研修 4人

・専門研修 5人

・在学中 16人

4 キャリア形成プログラム

(1) 経緯

平成30年に行われた医療法の改正により、医師の不足する地域への派遣が効果的に行われるよう、自治医科大学卒業医師や地域卒医師に関して、都道府県においてキャリア形成プログラムを策定することとされた。

(2) 内容

自治医科大学卒業医師の義務年限における派遣先や研修先、義務履行の中断、その他の要件等を定めたもの。

自治医科大学業医師のへき地等への派遣については、以前より、内規に基づき行ってきており、今回のキャリア形成プログラムは、本内規の内容を参考に策定した。

キャリア形成プログラム案は別添のとおり。

5 キャリア形成プログラム案への意見照会

期間 平成31年2月19日～平成31年2月28日

対象 自治医科大学卒業医師（県職員）、自治医科大学学生 計40人

意見

| 意見 | 対応 |
|---|---|
| へき地勤務の派遣先として「新城保健所」が指定されているが、へき地診療所等以外で、卒業生の新たな派遣先として追加されたのか。 | 東三河北部医療圏のへき地医療への支援が行えるよう従来から派遣先としている旨を回答した。 |
| 勤務計画の変更で「健康福祉部の本庁に勤務することができます」とあるが、医師の希望で勤務するのか、県から指定されるのか。 | 基本的に、医師の希望による旨を追記する。 |
| 産休については、義務年限内か。 | 義務年限内であることを追記する。 |
| 義務年限終了後の取扱いについて、専門医資格取得研修承認要件は「日本内科学会が指定した13学会」とあるが、それ以外、特に総合診療科、整形外科の研修は可能か。 | 現段階では、記載の研修のみであり、その他の研修は不可である旨を回答した。 |
| 研修開始時点でのへき地等の状況を考慮するとなっており、3年間のスケジュールを研修開始時には伝えることが可能なのか。 | 確実な約束はできないが、できるだけ、研修が継続できるような配慮を行う旨を回答した。 |
| 総合診療専門医を増やし、へき地医療機関への定着をはかるため、希望者には総合診療科+αのダブルポートをとれるよう検討してもらえないか。 | 今後の検討課題とする旨を回答した。 |